

埼玉県警察本部訓令第31号

埼玉県警察本部長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年11月13日

埼玉県警察本部長 高木 紳一郎

埼玉県警察本部長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県警察本部長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成17年埼玉県警察本部訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、「法令」、「条例等」」を削り、「、「作成等」又は「手続等」」を「又は「作成等」」に、「第2条第1号から第3号まで」を「第2条第3号」に、「第12号」を「第11号」に改め、「法令、条例等、」を削り、「、「作成等又は手続等」を「又は作成等」に改める。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和2年11月13日から施行する。